

2018年11月5日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 田辺 有輝

Bangladesh国マタバリ港開発事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポートに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2018年10月26日(金) 14:00~17:21
- ・場所：JICA 本部 (1階 111会議室)
- ・ワーキンググループ委員：小椋委員、久保田委員、鈴木委員、田辺委員、谷本委員、山岡委員
- ・議題： Bangladesh国マタバリ港開発事業準備調査に係るドラフトファイナルレポート案についての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) Bangladesh国マタバリ港開発事業準備調査報告書ドラフトファイナルレポート案
 - 2) Environmental Impact Assessment (EIA) (PORT) for JICA Data Collection Survey on The Matarbari Port Development
 - 3) Environmental Impact Assessment (EIA) (ROAD) for JICA Data Collection Survey on The Matarbari Port Development
 - 4) Land Acquisition and Resettlement Action Plan (Draft) Matarbari Port Development Project
 - 5) Land Acquisition and Resettlement Action Plan Matarbari Port Access Road Development Project
 - 6) Bangladesh国マタバリ港開発事業スコーピング案助言対応表
 - 7) 【回答表】 Bangladesh国マタバリ港開発事業) SC案
 - 8) 回答表及び別添資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第96回委員会)

- ・日時：2018年11月5日(月) 14:00~17:01
- ・場所：JICA 本部(1階 113会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

環境配慮

1. マングローブ林の生態系の連続性を維持することを目的とすれば、代替植林は本数のみならず面積も指標とすることを検討するよう実施機関に申し入れること。
2. 浚渫土砂の物性（粒度及び密度）の調査結果を FR に記述すること。
3. 陸上、海上両方のダンピングサイトへの浚渫土砂の投棄において、粘土分の海中における拡散、陸上における流出・飛散、投棄地周辺の水質の汚濁、水深等の定期的なモニタリングを十分に行い、必要な場合には、適切な汚染防止措置を図ること。
4. 船舶からの海洋投棄が禁止されており、当該案件の港湾施設に陸揚げされる廃棄物については、廃油を含む液状廃棄物、有害廃棄物、その他廃棄物はバ国法規制及びマタバリ港が所在する自治体の条例に基づき適切に処理されるかどうかを確認すること。特に有害廃棄物については、適切な処理が可能な業者が近隣地域に存在することを確認すること。
5. 船舶からの海洋投棄については、バ国の国内規程（IMO Convention Act2018）として 2018 年に官報が発行される予定である。一方、同法の施行時期が未確定であるため、マルポール条約で規定されている廃棄物の種類や、バ国の投棄海域の条件に基づいて適切に処分されるかどうかを確認すること。

社会配慮

6. RAP のモニタリングフォームに漁獲量の項目を付け加えるとともに、その実施期間、実施体制（責任機関/部局）、漁獲量が低減した場合の因果関係の調査、漁業従事者に対する金銭補償及び支援方針を LARAP あるいは、EIA に記述すること。
7. 実施段階において、港及び発電所周辺における近年の浸水発生回数、浸水期間、水位等のデータを把握すること。また、これらの項目をモニタリング計画に含めること。

ステークホルダー協議・情報公開

8. 火力発電事業の実施機関に対して、環境・社会モニタリングレポートの公開を強く働きかけること。

以上